

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月28日

【会社名】 株式会社東邦銀行

【英訳名】 The Toho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 北村清士

【本店の所在の場所】 福島県福島市大町3番25号

【電話番号】 福島(024)523-3131(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 佐藤稔

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目6番1号
株式会社東邦銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)3535-5835(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 田辺直之

【縦覧に供する場所】 株式会社東邦銀行東京支店
(東京都中央区京橋一丁目6番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年6月24日開催の当行第110回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円25銭 総額829,129,447円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、北村清士、加藤容啓、丹野真助、阪路雅之、竹内誠司、守谷光雄、小暮憲一、阿字 聡、長谷川敏朗、土田 淳、佐藤 稔、加藤勝男、坂井道夫、田口信太郎を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、遠藤隆男を選任する。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役 遠藤 博、阿部賢輔、菊地邦幸に対し、当行の一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

第5号議案 退任常勤監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに常勤監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任常勤監査役 鈴木廣明に対し、当行の一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

また、常勤監査役の退職慰労金制度廃止に伴い、常勤監査役1名に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当行の一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を常勤監査役の退任時に打ち切り支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	208,749個	476個	8個	97.30%	可決
第2号議案					
北村清士	204,682個	4,524個	8個	95.41%	可決
加藤容啓	208,500個	706個	8個	97.19%	可決
丹野真助	208,486個	720個	8個	97.19%	可決
阪路雅之	208,500個	706個	8個	97.19%	可決
竹内誠司	208,500個	706個	8個	97.19%	可決
守谷光雄	208,500個	706個	8個	97.19%	可決
小暮憲一	208,499個	707個	8個	97.19%	可決
阿字 聡	208,711個	707個	8個	97.20%	可決
長谷川敏朗	208,711個	706個	8個	97.20%	可決
土田 淳	208,711個	706個	8個	97.20%	可決
佐藤 稔	208,708個	709個	8個	97.19%	可決
加藤勝男	208,820個	597個	8個	97.25%	可決
坂井道夫	208,818個	599個	8個	97.25%	可決
田口信太郎	208,818個	599個	8個	97.25%	可決
第3号議案	208,880個	557個	8個	97.27%	可決
第4号議案	194,415個	15,020個	8個	90.53%	可決
第5号議案	189,119個	20,318個	8個	88.06%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・ 第1号議案および第4号議案および第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・ 第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、すべての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。